

令和3年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和3年5月12日の午前10時、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、副参事 西尾 教則、主幹 大住 広樹
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第547号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第548号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第549号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第550号	農用地利用集積計画案について
議案第551号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第552号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

17番 家倉 和行 20番 松居 利平

午前中10時開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和3年5月定例総会を開催させていただきます。ゴールデンウィークが終わり田植えも一気に進みましましたのであたり一面鮮やかな緑色に変わりました。また、小谷城スマートインターチェンジの栽培実験農場では、(有)湖国農産のご協力によりまして、カゴメ(株)とヤンマーマルシエ(株)との連携による加工用トマトの実証栽培がスタートしました。路地栽培で機械による収穫が可能なことから、土地利用型農業の新たな作物として期待しているところです。

また、4都府県に発出されていた緊急事態宣言は、感染者の高止まりで、以前として医療体制がひっ迫した状況であることから、愛知県と福岡県を加え5月末まで延長されました。滋賀県においても感染が拡大傾向で、病床数など深刻な状況となっています。本市におきましても小中学校でクラスターが発生し、急遽、新成人を祝うつどいを再度延期したところです。農業委員会としましても感染拡大の中、やむを得ず午後の全員協議会を延期しましたが、担い手の経営拡大や市民の皆様の土地利用を審議する場であるこの定例総会は、感染防止対策を徹底し、確実に毎月開催していきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても健康管理には十二分にご留意いただき、感染防止対策にご理解とご協力をお願いします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、4月19日、

常設審議委員会が守山市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。また同日、女性農業者の組織づくりに向けた意見交換会が開催されましたので、女性農業委員の皆さんさんに出席していただきました。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が3件、4条申請が3件、5条申請が12件、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る5月6日に当番委員、18番の保積郷司委員、19番の池田美由紀委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、事務局から感染対策の説明がありましたが、新型コロナウイルスの感染が広がっております。今年中に解決する問題ではなく、2年、3年という長期におよぶ対策が必要になろうかと思ひます。農業委員会におきましても、新型コロナウイルスの感染対策を徹底していただくことをよろしくお願ひいたします。

国の話では自宅での時間が多い為、お米の消費量が多くなっていると話される方もおられますが、外食産業は消費量が減っているようでございます。お米の消費の詳細な増減は分かりませんが、我々は農業者ですので、食料供給に向けて時期がきたら農作業をやらなくてはならないと思ひます。皆様におきましても、疲れも残ることと思ひますが、農作業の際には怪我の無いように十分に注意をしていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員の報告でございすが、17番の家倉和行委員、20番の松居利平委員、両委員よろしくお願ひします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出について、令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神前町地先、田1筆、228㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は宅地、南と北は雑種地です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、加納町地先、田2筆、1,683㎡を売買により共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は東は道路、西と南は水路、北は道路です。

番号2、土地の表示、川崎町地先、畑1筆、19㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は雑種地、北は宅地です。

番号3、土地の表示、田村町地先、田1筆、3,571㎡、畑3筆、789㎡、合計4,360㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は山林、畑、西は道路、南は譲渡人所有畑、北は公衆用道路と里道です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計13筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は田13筆、18,357㎡の解約です。番号1は相対による解約、番号2から番号5については、農地中間管理事業における解約です。これらの案件については、賃貸人である所有者と滋賀県農林漁業担い手育成基金の利用権設定については、合意解約されていますが、賃借人である耕作者と滋賀県農林漁業担い手育成基金の利用権設定については、耕作者との連絡が取れなくなったことから、利用状況の報告、確認もできないなどの理由から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項により解除となったため、議案書にある契約の内容は解除としています。引き続き番号6から番号13までについても、農

地中間管理事業であり、これらの案件については耕作者の変更に伴うや解約であるため、滋賀県農林漁業担い手育成基金と賃借人である耕作者との利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。2月定例総会における議案第531号、3月定例総会における議案第536号にて計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和3年3月23日、3月30日、4月19日付で担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。2月の利用集積計画で465筆、874,311.09㎡、3月の利用集積計画で26筆、46,073㎡、合計920,384.09㎡について、農地中間管理権の設定があり、また、担い手育成基金が借り手となり、10年の期間で利用権設定されていたものを期間途中で他の耕作者の変更があり、残余期間について次の耕作者への農地中間管理権の設定が65筆、88,415.91㎡を含め、今回配分計画では53人の借り手に556筆、計1,008,800㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか。

(中島委員)

農用地利用配分計画の通知、番号417、418、419についてですが、耕作されるということですか。

(事務局)

耕作をされるということで、中間管理機構が配分したと認識しています。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第547号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第547号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、小谷丁野町地先の田1筆、524㎡を贈与で取得されるものです。申請地は白地の田で現地確認をしたところ、田は麦の転作を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近の耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、余呉町川並地先の田1筆、198㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は耕起がされていまして。譲渡人は地元の農業者です。農地の利用効率化から今回、申請地を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、新居町地先の畑2筆、418㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は白地の畑で耕作放棄地です。本案件は4月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。譲受人はすでに新居町の空き家を購入され移住しており、本申請地についても譲渡人と贈与で話がまとまったため、本申請に至ったものです。

以上、番号1から番号3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第547号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第547号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第547号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第548号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第548号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第548号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていますが、さる4月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の小畑義彦委員、20番の松居利平委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年5月6日に18番の保積郷司委員、19番の池田美由紀委員をお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けたいしております。本案件の詳細につきましては、保積委員さんよりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、本庄町地先、田、292㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は所有農地、西は道路、北は宅地です。写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和49年に申請人の先代が住宅を建てられ、現在に至っております。今回、申請人が不動産整理をされ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦し

た区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、下山田地先、田、227㎡、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西と南と北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。

申請地については、従前より農業委員会から是正指導している案件で農地等調査委員会の当番委員協議で是正を確認しております。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、新居町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、新居町地先、畑、9.91㎡、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は東と北は宅地、西は雑種地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和25年ごろに申請人の先々代が車庫として造成され、現在に至ったものです。今回、申請人が不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第548号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(近藤委員)

番号3についてお聞きします。申請地は違いますが、この方は3条の申請もされており、この4条の申請とあわせてどのようにされるのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては先ほどの農地と一緒に、移住してこられた方が家を買われました。この空き家の中に一部まだ農地の筆が残っておりまして、所有者が農地転用をされ、売買されるということになります。順番が違いますが、転用をされてから移住者へ売買されま

す。出来ていない筆が見付かり、申請されたということです。

(会長)

現況は畑だったのですか。それとも造成されていたのですか。

(事務局)

住宅も建っており、車庫と小さな池のようなものもあります。写真をご覧ください。奥にある建物ですが、裏から見ると車が停められるようになっております。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第548号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第549号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第549号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年5月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第549号につきましては、今月の締切までに12件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第548号と同様に農

地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1と2は関連性がありますので併せて説明させていただきます。下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

先ほど事務局の説明がありましたが、番号1、2について関連性がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号1、2は、土地の表示、下山田地先、田、2,042㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を多目的広場敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は雑種地、西と北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されています。

申請地については、従前より農業委員会から是正指導している案件で農地等調査委員会の当番委員協議で是正を確認しております。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町高月地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町高月地先、田、489㎡、契約内容は売買で転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南と北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側に居住しております。今回、譲受人が勤務し親が経営するガス会社が国道沿いにあり、駐車場が狭く業務に支障があるため、業務用と自己用の駐車場を併せて整備を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、酢地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和3年1月28日付け長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、酢地先、田、647㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を倉庫とした申請です。周囲の状況は東と南は用悪水路、西は許可済農地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は土木業を営んでいます。申請地の西側に事務所移転することに伴い、今まで野ざらしにしていた資材等を盗難防止のため保管する倉庫の建設計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、弓削町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、既存施設の拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない場合、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。申請地は令和3年1月28日付け、長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、弓削町地先、

田、1,000㎡、契約内容は売買で転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は農地、南は道路、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成2年頃に前使用者が造成し倉庫を建設され、譲受人が農振除外の手続きを行う際に是正し現在に至っております。譲受人は市内を中心に土木業を営んでおります。事業拡張に伴い資材置場を拡張する計画を立てられ、現在使用している資材置場と一体的に利用できる隣接地を適地として考えられ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、尊野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、尊野町地先、田、206㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と西は農地、南と北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内のアパートに居住しています。今回、実家の近くで住居を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、湖北町馬渡地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、湖北町馬渡地先、畑、59㎡、契約内容は売買で転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東と西と北は雑種地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成26年頃に譲渡人が申請地に隣接した建物を解体した後、隣接地と併せて造成され、現在に至っております。譲受人は市内のアパートに居住しており、今回、両親が高齢になってきたため実家の近くに住居を建設する計画を立てられ、手続きを進める中、計画地の一部が農地転用手続きが出来ていないことが判明したため申請したものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、湖北町南速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、農業用施設については例外的に許可できますことから、許可相当と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、湖北町南速水地先、畑、142㎡、契約内容は交換で転用目的を農業用物置及び駐車場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は譲受人所有農地、南は里道、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住し農業を営んでいます。今回、労働効率を考え営農地の近くで農業用物置と駐車場を整備する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、余呉町川並地先、畑、425㎡、契約内容は売買で転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は農地と宅地、西は農地、南は里道、北は原野です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落の借家に居住し、飲食店を経営しております。今回、経営している飲食店の近くに住居を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、川道町地先、畑、914㎡、契約内容は売買で転用目的を工場とした申請です。周囲の状況は東は雑種地、西と南は農地、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の隣接地で絹糸紡績を営んでいる法人です。今回、事業拡大に伴い、隣接地で工場を建設する計画を立てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、12は関連性がありますので併せて説明させていただきます。田川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、保積委員よりご報告をいただきます。

(保積委員)

先ほど事務局から説明がありましたが、番号11、12について関連性がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号11、12は土地の表示、田川町地先、畑、16.16㎡、契約内容は交換、売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は宅地、南は雑種地、北は譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の西側に居住しております。今回、現在使用している駐車場兼通路が狭く不便なため、拡張する計画を立てられ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第549号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第549号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第550号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第550号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手8人に対して借り手が5人で、筆数は15筆、合計の面積で33,252㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者9人、取得者7人、筆数は11筆、面積は18,285㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後ろが利用権設定について、と記載されている番号1から番号15につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。

次に、タイトルの後ろが所有権移転と記載されている番号1から番号11までにつきましては耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第550号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました議案第550号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第551号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第551号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました14件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第551号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第551号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第552号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第552号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について承認を求めます。令和3年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときはその面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。

議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う南郷町地先の畑1筆、について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。南郷町地先の畑1筆については、さる4月20日に現地委員であります多賀委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作放棄地であり、一部が防草シートで覆われておりますが、草刈等を行えば耕作再開も容易であることから別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、4月21日、事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に告示を行い、別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第552号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第552号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第552号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に報告及び連絡事項について、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年5月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年6月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年6月10日、木曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しておりますので、よろしく申し上げます。

3点目、令和3年6月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年6月3日、木曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、16番の廣部委員、20番の松居委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和3年5月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年5月21日、金曜日、午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、16番の中島委員、17番の家倉委員です。よろしく申し上げます。

5点目、その他、協議連絡事項でございますが、本来、本日の午後1時30分から農業政策の説明と全員協議会を開催する予定でありましたが、今回、新型コロナウイルスの感染拡大の状況をふまえて延期をさせていただき、次回は6月10日、木曜日の午前10時から、高月支所、3階、3B会議室で予定しております。今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら最終判断をさせていただきますが、現時点におきましては予定をさせていただきます。また、決定次第、後日ご案内をお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)